

## 平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まります

75歳以上の方は現在、国民健康保険や被用者保険などの医療保険制度に加入しながら、老人保健制度で医療を受けていますが、平成20年4月からは、それらを脱退し、新しく創設される「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになります。

### 新しい制度の目的はなに？

老人医療費を中心に国民医療費が増大するなか、国民皆保険を維持し、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、高齢社会に対応した仕組みとして、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい独立した医療制度を創設するものです。

現行の老人保健制度にかわり、新しく創設される後期高齢者医療制度は、平成20年4月から運営が始まります。

### 対象者（被保険者）はだれ？

◆75歳以上の方      ◆65歳以上75歳未満の方のうち一定の障がいのある方

### 制度を運営するのはどこ？

制度は、道内全180市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、各市町村は保険料徴収や窓口業務（申請・届出の受付等）を行います。それぞれの主な業務は次のとおりです。

北海道後期高齢者医療広域連合	各市町村
◆被保険者の資格管理	◆資格管理に関する申請・届出の受付
◆被保険者証等の発行	◆被保険者証等の引渡し
◆保険料の決定・賦課	◆保険料の徴収
◆医療給付に関する審査・支払	◆医療給付に関する申請・届出の受付

### 保険料はどうなるの？

個人ごとに算定された保険料を被保険者一人ひとりが負担能力に応じて公平に支払うこととなり、原則として年金からあらかじめ差し引いて納付されます（所得の低い方は、世帯の所得水準に応じて保険料が軽減されます）。

<計算方法>（平成20・21年度の場合で、2年ごとに見直されます。）

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{年間保険料} \\ \hline \text{(限度額は50万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|l|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{43,143円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|l|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{(前年の所得-33万円) × 9.63\%} \\ \hline \end{array}$$

注) 後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険の被扶養者だった方は、制度加入時から2年間、所得割額がかからず、均等割額が5割軽減されます。ただし、平成20年度は特例として、9月までは保険料がかからず、10月から平成21年3月までは均等割額の1割の負担になります。

### 被保険者証はどうなるの？

後期高齢者医療制度独自の新しい被保険者証が、被保険者一人ひとりに1枚ずつ交付され、平成20年3月下旬にお住まいの市町村からお渡しする予定です。

この被保険者証のみを提示して、医療機関で診療を受けることになります。

### 医療機関の窓口での自己負担はどうなるの？

現行の老人保健制度と同様に、1割（ただし、現役並み所得者は3割）の負担となります。